

平成27年度 日進市予防接種健康被害調査委員会

日 時 平成27年8月11日(火)

午後2時から

場 所 保健センター2階会議室

1 あいさつ

2 議 題

(1) 委員長、副委員長の選出について

(2) 平成26年度予防接種実施状況について

(3) 平成27年度予防接種実施計画について

(4) 予防接種健康被害救済について

3 その他

平成27年度日進市予防接種健康被害調査委員会委員名簿

任期 平成27年4月1日～
平成28年3月31日

区分	氏名（敬称略）	所属等
市内の医師を代表する者	川井 進	東名古屋医師会日進支部
市内の医師を代表する者	宮川 浩一	東名古屋医師会日進支部
日進市教育委員会委員を代表する者	成田 ゆき江	日進市教育委員会委員
日進市社会福祉協議会を代表する者	鈴木 絹子	日進市社会福祉協議会理事
保健センター診療管理者	坂野 紘	保健センター診療管理者
その他市長が必要と認める者	大野 香代子	愛知県瀬戸保健所長
その他市長が必要と認める者	山口 英明	公立陶生病院参事

○日進市予防接種健康被害調査委員会設置条例

平成17年3月25日

条例第5号

(設置等)

第1条 予防接種の円滑な運営及び事故発生時又はその事故の責任について紛争が生じたとき、適切なる処理を図るため、日進市予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員)

第2条 この委員会は、次に掲げる者7名以内により構成し、市長が委嘱する。

- (1) 市内の医師を代表する者 2名
- (2) 日進市教育委員会委員を代表する者 1名
- (3) 日進市社会福祉協議会を代表する者 1名
- (4) 日進市保健センター診療管理者 1名
- (5) その他市長が必要と認める者 若干名

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

(報酬)

第6条 委員の報酬及び費用弁償については、日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年日進町条例第2号)による。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

平成26年度予防接種実施状況

《乳幼児等》

事業名				26年度			25年度		
				対象者数	接種者数	接種率	対象者数	接種者数	接種率
ヒブ	初回	1回	2~60か月	1,118	1,018	91.1	1,115	988	88.6
		2回		1,121	1,013	90.4	1,083	976	90.1
		3回		1,129	981	86.9	1,115	998	89.5
	追加		1,024	977	95.4	1,524	1,270	83.3	
	計		4,392	3,989	90.8	4,837	4,232	87.5	
小児肺炎球菌	初回	1回	2~60か月	1,058	1,019	96.3	1,111	992	89.3
		2回		1,065	1,022	96.0	1,087	992	91.3
		3回		1,134	989	87.2	1,115	995	89.2
	追加		1,123	951	84.7	1,154	1,010	87.5	
	計		4,380	3,981	90.9	4,467	3,989	89.3	
三種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風)	1期	1回	3~90か月	-	0	-	-	17	-
		2回		-	0	-	-	58	-
		3回		-	2	-	-	112	-
		追加		-	210	-	1,030	937	91.0
	計		-	212	-	1,030	1,124	-	
四種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)	1期	1回	3~90か月	1,096	998	91.1	995	978	98.3
		2回		1,100	996	90.5	993	983	99.0
		3回		1,112	976	87.8	993	941	94.8
		追加		987	875	88.7	-	98	-
	計		4,295	3,845	89.5	2,981	3,000	※1 97.3	
ポリオ (不活化ワクチン)	1期	1回	3~90か月	-	12	-	-	76	-
		2回		-	31	-	-	192	-
		3回		-	40	-	-	292	-
		追加		-	520	-	-	913	-
	計		-	603	-	-	1,473	-	
DT 二種混合 (ジフテリア・破傷風)	2期	小学6年	938	867	92.4	968	889	91.8	
	計		938	867	92.4	968	889	91.8	
日本脳炎 ※特例対象者 (20歳未満)も計上	1期	1回	3歳	1,353	1,169	86.4	※2 1730	1,172	67.7
		2回		1,365	1,139	83.4	※2 1772	1,165	65.7
		追加	4歳	1,290	1,090	84.5	※2 2057	1,320	64.2
	2期	小4・高3	1,274	671	52.7	-	499	-	
	計		5,282	4,069	77.0	5,559	4,156	※3 65.8	
麻しん	1期	12~24か月	-	0	-	-	0	-	
	2期	就学前1年間	-	0	-	-	0	-	
	計		-	0	-	-	0	-	
風しん	1期	12~24か月	-	0	-	-	0	-	
	2期	就学前1年間	-	0	-	-	0	-	
	計		-	0	-	-	0	-	
麻しん・風しん 混合(MR)	1期	12~24か月	954	947	99.3	1,004	997	99.3	
	(再掲)	(1歳3か月未満)	-	(853)	-	-	(926)	-	
	2期	就学前1年間	1,060	1,016	95.8	997	965	96.8	
	計		2,014	1,963	97.5	2,001	1,962	98.1	
子宮頸がん (HPV)	1回	小学6年生から高校 1年生相当の女子	1,551	0(0)	0.0	1,144	29(3)	2.5	
	2回		1,574	1(0)	0.1	1,159	26(2)	2.2	
	3回		1,626	8(1)	0.5	1,196	41(4)	3.4	
	計		4,751	9(1)	0.2	3,499	96(9)	2.7	
BCG	1歳未満		969	960	99.1	890	884	99.3	
	計		969	960	99.1	890	884	99.3	
水痘	1回目	1歳~5歳未満	2,443	1,504	61.6	-	-	-	
	2回目		623	661	106.1	-	-	-	
	計		3,066	2,165	70.6	-	-	-	

- ・平成25年度四種混合の接種率（※1）は1期分のみ計上（平成24年11月より開始）
- ・日本脳炎は、接種機会を逃がした平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの者に対する特例措置が平成23年5月より開始
- ・平成25年度日本脳炎の対象（※2）は、1期は3～90か月、2期は9歳～20歳未満で計上
- ・平成25年度日本脳炎の接種率（※3）は、1期のみ計上
- ・HPVは平成25年6月より積極的勧奨の指し止めとなる。（ ）はサーバリックス接種者数を再掲し計上したもの
- ・水痘は平成26年10月より開始（対象者には、任意での接種者含む）
- ・平成27年3月分の愛知県広域予防接種事業の実施分は計上せず

《成人》

事業名	年齢	26年度			25年度		
		対象者数	接種者数	接種率	対象者数	接種者数	接種率
高齢者インフルエンザ	65歳以上	16,113	8,502	52.8	15,406	8,218	53.3
	60～64歳	-	2	-	-	9	-
計	計	-	8,504	-	-	8,227	-

事業名	年齢	26年度		
		対象者数	接種者数	接種率
定期高齢者肺炎球菌ワクチン接種	65歳以上	3,242	1,873	57.8
	60～64歳	-	0	-
計	計	-	1,873	-

・平成26年10月より開始

高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業

事業名	年齢	26年度	25年度
肺炎球菌	70歳以上	558	609
	60～69歳	20	23
計	計	578	632

風しんワクチン接種費用助成事業

事業名	性別	26年度	25年度
風しん	女性	13	480
	男性	-	433
計	計	13	913

・平成26年度より、助成対象者が出産経験のない、風しん抗体価が低い女性のみが対象

1 乳幼児等愛知県広域予防接種について

疾患等の理由により市外のかかりつけ医での接種を必要とする乳幼児等に対して、平成26年度より県内全域の医療機関で接種を行う広域化が開始された。

【平成26年度接種状況】

(件)

種類	ヒブ	肺炎球菌	DPT-IPV	DT	ポリオ	BCG	MR 1期	MR 2期	日脳	水痘	計
件数	52	51	49	2	4	8	11	9	26	10	222

※実数 75名

2 予防接種後副反応報告について

【平成26年度】

報告日	生年月日 (年齢)	種類	接種日	主要症状	経過
H27.1.20	S14.12.19 (75歳)	高齢者肺炎球菌	H27.1.14	発熱、腫脹、発赤	回復

3 予防接種事故発生状況について

【年度別】

年度	発生件数
平成24年度	3
平成25年度	9
平成26年度	7

【原因別】

(26年度)

事故原因	発生件数
対象年齢外接種	1
接種間隔	5
過剰量接種	1
合計	7

【ワクチン別】

(26年度)

事故原因	発生件数
ポリオ(IPV)	2
小児肺炎球菌	1
MR・ヒブ・小児肺炎球菌	1
日本脳炎	2
水痘	1
合計	7

愛知県の状況(平成27年6月通知)

予防接種事故発生状況(年度別)

年度	発生件数	
平成15年度	6	
平成16年度	10	
平成17年度	9	
平成18年度	17	
平成19年度	20	
平成20年度	33	
平成21年度	59	
平成22年度	56	
平成23年度	121	
平成24年度	158	
平成25年度	重大	95
	軽微	353
平成26年度	重大	240
	軽微	483
合 計	1660	

【重大:原因別】予防接種事故発生状況(26年度)

事故原因	発生件数
ワクチン間違い	30
対象年齢外接種	42
対象者誤認	2
過剰接種	28
過剰量接種	7
接種手技の不手際	9
不良ワクチン(有効期限切れ)	120
溶解液のみの接種	1
ロット番号を控え間違えた	1
合 計	240

【重大:ワクチン別】予防接種事故発生状況(26年度)

事故原因	発生件数
DT	8
DPT	28
DPT-IPV	48
IPV	6
MR	57
BCG	10
日本脳炎	54
小児肺炎球菌	10
ヒブ	4
ヒブ、小児肺炎球菌	4
水痘	2
高齢者肺炎球菌	3
その他	6
合 計	240

【軽微:原因別】予防接種事故発生状況(26年度)

事故原因	発生件数
ワクチン間違い	9
対象年齢外接種	30
過剰接種	40
接種間隔(接種年齢未到達含める)	369
過剰量接種	10
不良ワクチン(有効期限切れ)	20
溶解液のみの接種	2
発熱者に接種	2
未契約	1
合 計	483

【軽微:ワクチン別】予防接種事故発生状況(26年度)

事故原因	発生件数
DT	21
DPT	5
DPT-IPV	78
IPV	25
MR	17
BCG	10
日本脳炎	67
小児肺炎球菌	81
ヒブ	77
ヒブ、小児肺炎球菌	18
水痘	24
高齢者肺炎球菌	39
インフルエンザ	9
その他	12
合 計	483

平成26年度予防接種委託医療機関従事者アンケート集計結果

1. 実施日 平成26年9月16日(火)
2. 対象者 水痘及び高齢者インフルエンザ・肺炎球菌予防接種説明会参加者
3. 回答者数 53名(内、看護師7名 事務員46名)
4. 結果 1) 看護師の予防接種関連業務及びヒヤリ事例は表1・2のとおり。
接種間隔の間違いに対する防止対策の必要性が伺えた。

表1

看護師予防接種関連業務

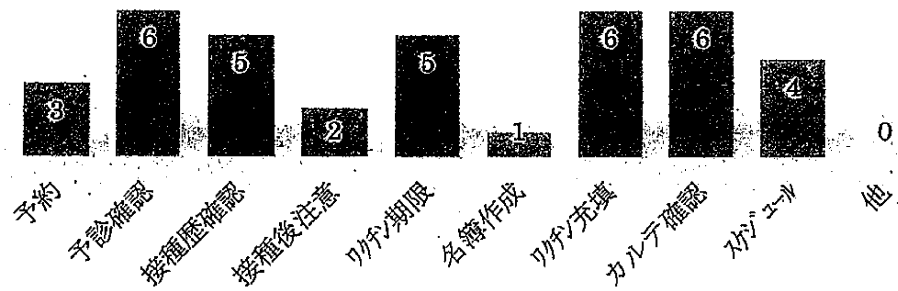
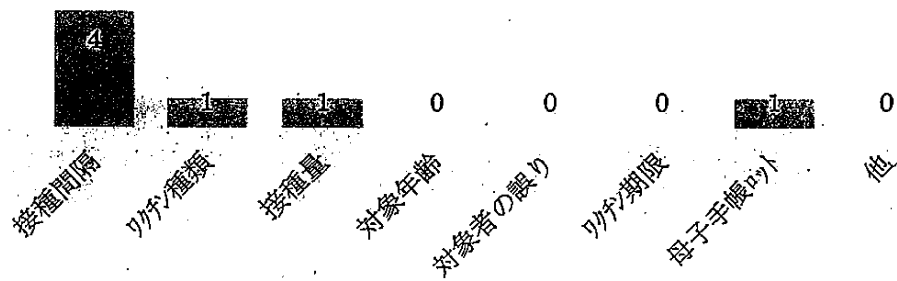


表2

看護師ヒヤリ事例



- 2) 事務員の予防接種関連業務及びヒヤリ事例は表3・4のとおり。
 事務員46名のうち多くが、予約や予診確認を行っており、医療職のみならず事務担当者の接種間隔及び年齢の間違えに対する防止対策の必要性が伺えた。

表3

事務員予防接種関連業務

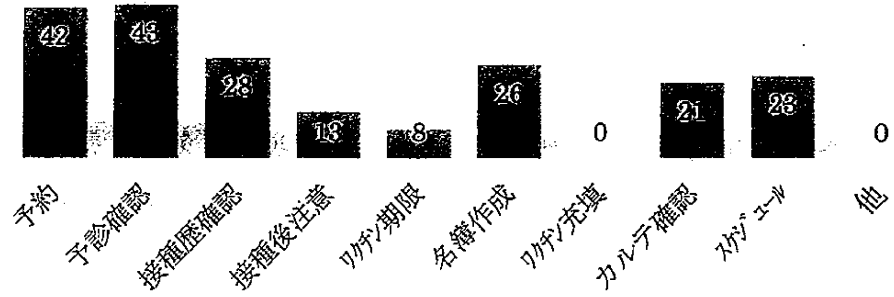
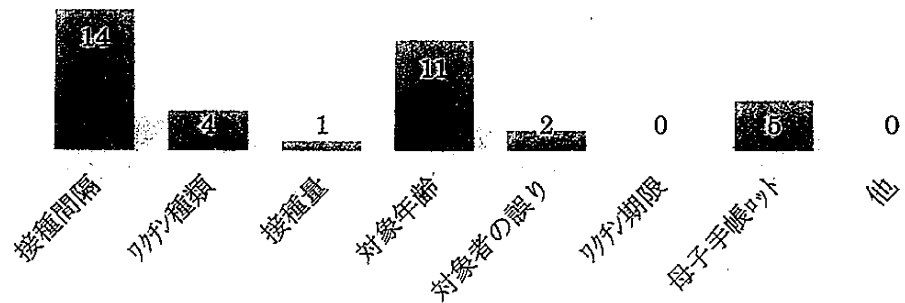


表4

事務員ヒヤリ事例



- 3) 間違いを防ぐための工夫としては、12名の方が「複数人でのチェックを行う」との回答であった。

○ 定期の予防接種による事故の防止について(勧告)

平成 17 年 6 月 7 日健感発第 0607001 号
各都道府県衛生主管部(局)長あて
厚生労働省健康局結核感染症課長通知

予防接種法に基づく定期の予防接種による事故の防止については、「予防接種による事故の防止について」(平成 15 年 12 月 24 日健感発第 1224001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)(以下「課長通知」という。)により要請しているところ、今般、茨城県、東京都、愛知県、三重県及び大阪府管内の市区において、相次いで有効期間が経過したポリオワクチンを接種した違法な事例が発生した。これらは、有効期間の終期が間近に到来するワクチンが供給されたことも要因の一つであるが、いずれにせよ、定期の予防接種の安全性及び信頼性の確保を図るため、この種の事故再発の防止については、左記の事項に留意の上、定期の予防接種の実施に遺憾のないようにされたい。

本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に規定する勧告である。

あわせて、同項の規定に基づき、ポリオワクチンその他のワクチンについて、同種の有効期間が経過した事例がないか調査の上、貴管下市町村(保健所を設置する市及び特別区を含む。以下同じ。)分を取りまとめ、6 月 24 日までに本職まで関係資料を提出されたい。

なお、貴管下市町村及び関係機関に対しては、貴職から周知願いたい。

記

1. 有効期間を経過したワクチンの有効性と安全性

定期の予防接種は、薬事法第 42 条第 1 項に規定する検定に合格し、かつ、同法第 42 条第 1 項の規定に基づく厚生労働大臣の定める基準に現に適合している接種液を用いなければならないこととされており、有効期間を経過した接種液を用いることは、同基準及び予防接種実施規則第 2 条の規定に違反するものであること。

また、有効期間を経過したワクチンについては、直ちに有効性が否定されるものではなく、安全性についての疑義が完全に否定できるともいえないことから、同種の有効期間内のワクチンの再接種を積極的に勧奨する必要はないが、再接種を特に希望する保護者に対して必要な説明の上、明示の同意を得て、定期の予防接種として実施することは、差し支えない。

2. 健康被害に対する取扱いについて

適法な定期の予防接種が実施されなかった場合に、健康被害が生じたときは、第一義的には、当該定期の予防接種を実施した市町村に損害賠償責任が生ずるものであること。

なお、予防接種法第 11 条第 1 項に基づく定期の予防接種による健康被害の救済の給付の申請があつて、厚生労働大臣による因果関係の認定があつた場合においては、市町村は救済の給付を行うこととなるが、これについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定により、予防接種法第 23 条第 2 項による国庫の負担の対象外となること。

3. 公表の実施等

定期の予防接種による事故が発生した場合は、直ちに保護者等に十分な説明を行うとともに、速やかに広く公表し、再発防止のための対策を徹底すること。

4. 予防接種実施要領の遵守等

定期の予防接種の実施については、予防接種法及び結核予防法、これらに基づく命令並びに関係法令を遵守するとともに、「定期の予防接種実施要領」(平成 17 年 1 月 27 日健発第 0127005 号厚生労働省健康局長通知)及び課長通知に従い、各市町村等において事故防止のためのマニュアルを作成し、適正な実施を確保すること。

5. 定期の予防接種の実施計画の策定

出生児数、乳幼児の人口、接種率の推測により、定期の予防接種の実施計画を策定し、ワクチンの発注を的確に行うこと。

なお、同計画の策定に当たっては、ワクチンの有効期間を考慮し、定期の予防接種の時期とワクチンの有効期間の終期が重複しないように留意すること。

予防接種事故報告書

被接種者	氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳 月 日生 (年 月 日生)
	保護者氏名		電話	() -	
	住所				
報告者	氏名 (名称)	1 接種者 2 主治医 3 本人又は保護者 4 その他 ()			
	施設名称				
	所在地等				
事故の概要					
接種場所	<input type="checkbox"/> 上記報告者の施設 <input type="checkbox"/> その他 ()				
接種日時	平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分頃				
ワクチン	(ロット番号:)				
事故の種類	<input type="checkbox"/> 他ワクチンとの接種間隔間違い <input type="checkbox"/> 対象年齢間違い <input type="checkbox"/> 過剰接種(規定回数以上の接種) <input type="checkbox"/> 接種液量間違い <input type="checkbox"/> 接種疾病ワクチンの間違い <input type="checkbox"/> 不良ワクチン(期限切れワクチン使用含む) <input type="checkbox"/> その他 ()				
被接種者への影響	<input type="checkbox"/> 健康被害なし <input type="checkbox"/> 健康被害あり(予防接種後副反応報告書によりその内容を報告)				
事故の概要					
被接種者への対応					
再発防止策					

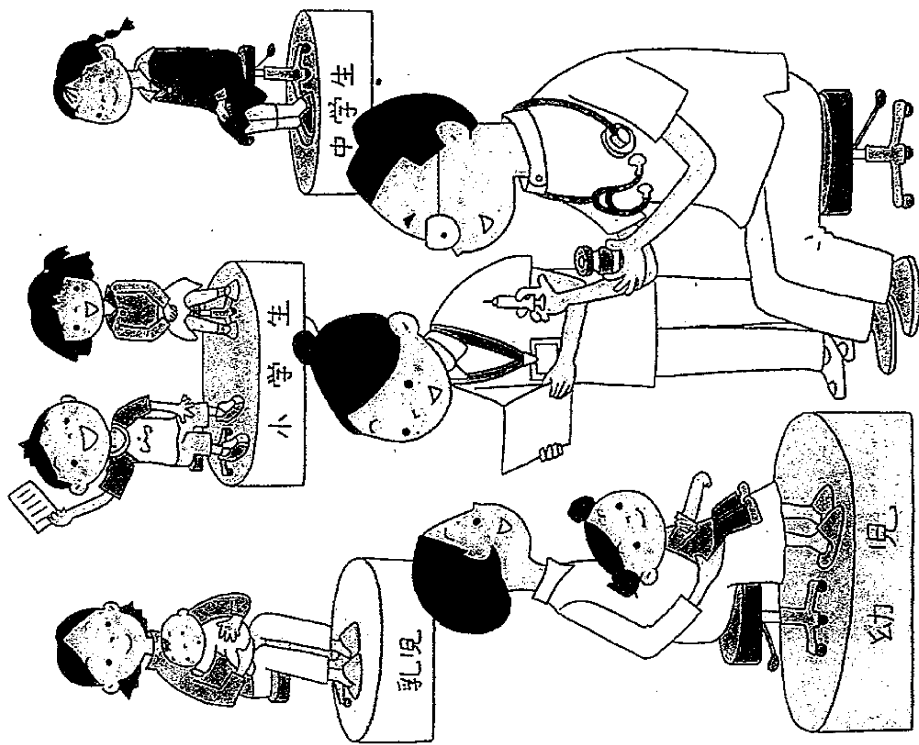
市町村記入欄

受付日	市町村としての対応

予防接種における

間違いを防ぐために

接種の順番が大切です



はじめに

予防接種は感染症を予防するために最も特異的かつ効果的な方法の一つです。しかし、わが国では1990年代以降、新しいワクチンの導入が少なく、海外では取り入れられるワクチンが国内では取り入れられていないといった、いわゆる「ワクチンギャップ」が問題になっていました。そのような中、2013年4月に予防接種法が改正され、乳幼児期に受ける複数のワクチンが定期接種に導入されました。

一方で小児における定期的予防接種は、とくに乳幼児期に接種が集中しており、また、ワクチンの種類によって接種間隔や接種回数が異なっていることなどから、ときに予防接種に関する間違い（誤接種）が生じる可能性があります。本リーフレットは、実際にあった間違い事例をもとに、それらの間違いを防ぐため、予防接種を行う際に確認すること、それぞれワクチンの接種方法などについてまとめました。

予防接種を有効かつ安全に実施するために、医療機関をはじめ、予防接種に関わる皆様が本リーフレットをご活用いただければ幸いです。

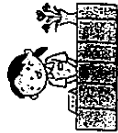
2014年3月

厚生労働科学研究 新型インフルエンザ等対策・予防接種研究推進
 予防接種後地誌サーベイランスの創設的役割とその行政的な活用に関する研究
 研究分担者：国立感染症研究所感染症センター 佐藤 弘
 研究代表者：国立感染症研究所感染症疫学センター 多摩 繁子

実際にあった間違い事例

●ワクチンの種類の間違い

- 1) 姉妹で予防接種に来院したが、姉に接種する予定であったワクチンを間違えて妹に接種してしまいました。さらに、妹に間違って接種したワクチンも定期接種の年齢外（接種年齢の範囲外）であった。
- 2) 来院した保護者から「子どもは2歳のワクチンを接種してください」と言われ、本来DTトキソイドの予定であったが、MRワクチンを接種してしまいました。



●接種量の間違い

- 1) 2歳の子どもに日本脳炎ワクチンを0.5mL接種（正しくは0.25mL）してしまいました。
- 2) 11歳の子どもにDTトキソイドを0.5mL接種（正しくは0.1mL）してしまいました。

●接種方法の間違い

- 1) ヒトパピローマウイルスワクチンを皮下に接種（正しくは筋肉内接種）してしまいました。
- 2) BCGワクチンを1か所のみ（正しくは2か所）しか接種しなかった。
- 3) BCGワクチンの接種時、傾斜に傾けていた接種用キャップを外さずに注射してしまいました（ワクチン液を盛り戻りだけ）。

●接種回数の間違い

- 1) Hibワクチンの接種開始が7か月齢の子どもの初回接種を3回（正しくは2回）してしまいました。
- 2) 保護者が母子健康手帳・予約票を持たずに来院し、希望するワクチンを接種したが、実際は接種してはいないとの保護者の思いこみであり、接種済みと誤認して接種回数が増えました。

●接種間隔の間違い

- 1) DPTワクチンの1回初回接種時、1回目の接種1週間後に2回目を接種（正しくは20日以上あけて接種）してしまいました。
- 2) 生ワクチン接種1週間後に他のワクチンを接種（正しくは20日以上あけて接種）してしまいました。

●保管方法の間違い

- 1) 冷蔵の故棚による温度上昇に気づかず、その冷蔵棚に保管していたワクチンを使用してしまいました。
- 2) DPTワクチンを間違えて冷蔵棚に入れて保管してしまいました（正しくは室温以下に凍結を避けて保存）。

予防接種における確認のポイント

③ 接種するワクチンの種類を確認！

被接種者が希望するワクチンの種類を確認し、予定外のワクチンを接種しないようにしましょう。とくに、前後で続けて他の種類のワクチンを希望する並接種者がいる場合は、注意が必要です。接種前に母子健康手帳の予防接種のページを確認することも大切です。

■具体的な対応例

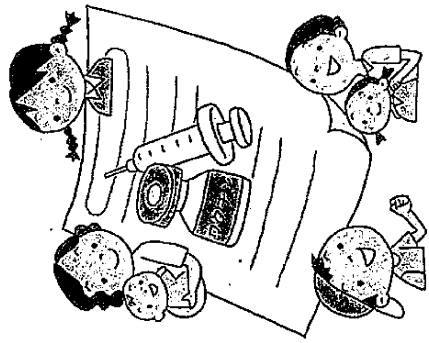
受付時や問診時に被接種者の名前（フルネーム）や接種するワクチンの種類を確認しましょう。受付時には、母子健康手帳の予防接種のページにおいて、接種するワクチンの欄が空欄（まだ接種されていない）であることを確認しましょう。接種後は、接種するワクチンの種類に応じて、色分けしたクリップなど、接種するワクチンが分かるようなものを予診票やカルテなどに付けておくことと分かりやすいでしょう。ワクチンを準備するとき、同時接種を行う場合などを除いて、異なる種類のワクチンを同じ容器（トレーなど）に入れないようにしましょう。また、接種直前（問診時や診察中など）にワクチンの種類を本人あるいは保護者に伝えることで、確認になります。

④ 接種年齢、接種間隔、接種回数を確認！

ワクチンの接種年齢、接種間隔、接種回数は、予防接種法施行令、同 施行規則、同 実施規則、定期接種実施要綱、ワクチンの添付文書などに記載されています。とくに複数回の接種が必要なワクチンの場合、ワクチンによって接種間隔が異なることがあるので注意が必要です。

■具体的な対応例

問診時に被接種者の名前（フルネーム）や接種するワクチンの種類を確認するとともに、被接種者がそのワクチンの決められた接種年齢の範囲、接種間隔、接種回数であることを確認しましょう。ワクチンごとの接種年齢、接種間隔、接種回数を目につくところに貼っておくと良いでしょう。また、接種後は次の接種日の予約を入れてもらうことや、接種時期の予定（〇月〇日以降、〇月〇日～〇月〇日まで）を母子健康手帳やカルテなどにメモをしておくとも良いでしょう。



③ 接種量と接種方法を確認！

ワクチンの接種量や接種方法は予防接種実施規則やワクチンの添付文書などに記載されています。同じワクチンでも年齢によって接種量が異なることがあるので注意が必要です。

■具体的な対応例

ワクチンの接種直前にワクチンの種類を確認するとともに、そのワクチンの決められた接種量や接種方法を確認しましょう。多くのワクチンは、1回あたり0.5mlを皮下接種ですが、以下のワクチンは接種量や接種方法を間違いないようによく（付箋を貼るなど）と良いでしょう。

[DT2期] 1回に0.1mlを皮下接種

[日本脳炎1期] 3歳未満は1回に0.25ml（3歳以上は1回に0.5ml）を皮下接種

[インフルエンザ] 3歳未満は1回に0.25ml（3歳以上は1回に0.5ml）を皮下接種

[BCG] 管針を用いて2か所に圧印（経皮接種）

[HPV（2価・4価）] 1回に0.5mlを筋肉内接種

[ロタウイルス] [1価] 1回に1.5mlを経口接種 / [5価] 1回に2.0mlを経口接種

[B型肝炎] 10歳未満は1回に0.25mlを皮下接種（10歳以上は1回に0.5mlを皮下または筋肉内接種）

④ 接種器具が未使用であることを確認！

使用済みの接種器具を誤って使用しないために、未使用と使用済みを区別できるようにしましょう。

■具体的な対応例

使用済みの接種器具を廃棄するための容器を用意し、接種後は必ず廃棄容器に入れましょう。また、未使用の接種器具を入れる容器と廃棄容器は違いがかりややすい容器を用いたり、それぞれの容器を近い場所に置かないようにしましょう。

⑤ ワクチンの有効期限や保管状態を確認！

有効期限切れのワクチンや保管状態が不適切なワクチンを接種しないために、ワクチンを準備するときだけでなく、普段から注意するようにしましょう。

■具体的な対応例

ワクチンを冷蔵場所などの保管場所から取り出すときに有効期限が切れていないことを確認しましょう。また、普段からワクチンの有効期限や保管状態（生ワクチンのほとんどは、避光して5℃以下であるいは2～8℃であり、不活化ワクチンのほとんどは、避光して10℃以下あるいは2～8℃です）に気をつけ、有効期限が近いワクチンを手前に置いたり、補助電源が付いた冷蔵庫に保管すると良いでしょう。なお、有効期限切れのワクチンや保管状態が適切でないワクチンは直ちに廃棄しましょう。

平成27年度改正点について

【定期予防接種関連】

1. 市外医療機関接種費助成について

里帰り出産や疾患等のやむをえない理由により、市外の医療機関（県広域予防接種事業登録医療機関、及び、委託契約可能な場合は除く）で予防接種を実施した方へ、その接種費用を助成する制度を開始しました。市民が一定の条件を満たせば、全国どこにいても定期予防接種が公費で受けられる体制を整えました。

2. 副反応報告等の取扱いについて

薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）における予防接種法の改正により、平成26年11月25日から副反応報告を、これまでの厚生労働省から独立行政法人医薬品医療機器総合機構へ実施することとなりました。

3. 3種混合ワクチンの販売中止について

平成26年12月に厚生労働省から、全てのワクチン販売会社における通常の市場でのワクチン販売が終了した旨の通知があり、3種混合ワクチン及び不活化ポリオワクチンの接種は原則として4種混合ワクチンを使用することとなりました。

4. 水痘予防接種について

経過措置対象者（生後36月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間）の予防接種は平成26年度をもって終了となりました。

予防接種健康被害救済制度

予防接種法に基づく定期の予防接種による健康被害救済に関する請求について、当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、市町村長は健康被害に対する給付を行う（審議結果については、厚生労働省のホームページで「疾病・障害認定審査会（感染症・予防接種審査分科会）」で検索）。

給付内容の種類は以下のとおり。

① 医療費

予防接種による健康被害について要した医療費の自己負担について給付する。

② 医療手当

予防接種による健康被害について医療を受けた場合、入院通院等に必要経費として月を単位として給付する。

③ 障害児養育年金

予防接種により障害の状態となり、一定の障害を有する18歳未満の者を養育する者に対して障害の程度に応じて給付する。

④ 障害年金

予防接種により障害の状態となり、一定の障害を有する18歳以上の者に対して障害の程度に応じて給付する。

⑤ 死亡一時金

予防接種を受けたことにより、死亡した者の遺族に対して給付する。

⑥ 葬祭料

予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行った者に対して給付する。

⑦ 介護加算

障害児養育年金、障害年金受給者のうち、在宅の1、2級の者に介護加算を行う。

なお、生ポリオワクチンの予防接種を受けた者に接触すること等により、ポリオウイルスに2次感染した者と厚生労働大臣が認定した場合、市町村長は、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業に基づき、健康被害に対する給付を行う。給付内容は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法における救済給付と同程度である。

予防接種健康被害発生時対策の概要

